

令和5年度九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会適正処理部会
廃棄物の適正処理に係る周知啓発業務委託仕様書

本仕様書は、九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会適正処理部会（以下「委託者」という。）及び受託者が締結する契約「廃棄物の適正処理に係る周知啓発」業務委託に関する事項について定める。

1 目的

本事業は、委託者の取組である「低濃度PCB（ポリ塩化ビフェニル）廃棄物」及び「小型充電式電池」について、域内*住民及び域内事業者に対し、処分期限等について広く周知することで「廃棄物の適正処理」を推進することを目的として実施する。

※「域内」とは、九都県市の構成自治体である、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、横浜市、川崎市、千葉市、さいたま市及び相模原市をいう。（以下、同じ。）

2 事業の対象

域内住民及び域内事業者（以下、「域内住民等」という。）

3 契約期間

契約締結日から令和5年12月22日（金）まで

4 事業概要

域内住民等に対して、「廃棄物の適正処理」に係る普及啓発を図ることを目的に、以下の事業を実施する。

(1) 低濃度PCB廃棄物の期限内処理に係る周知啓発用広報媒体の作成及び掲載

ア 実施項目

Webページ、リーフレット、Web広告の作成

イ 実施内容等

低濃度PCB廃棄物の期限内処理を促進するため、域内住民等に対し、低濃度PCB廃棄物の調査の方法や、処分期間内に処分する必要があることについて、効果的に周知啓発を図ることができるよう、各種広報媒体を作成し、掲載する。

(ア) Webページについて

- Webページは、Webサイト九都県市首脳会議廃棄物検討委員会（URL <https://www.re-square.jp/>）内、「廃棄物の適正処理」内に配置するものとし、作成に際しては、当該Webサイトの保守管理委託業者と調整するものとする。
- Webページの作成に当たっては、上記Webサイト九都県市首脳会議廃棄物検討委員会「廃棄物の適正処理」内「PCB（ポリ塩化ビフェニル）を含む電気機器はありませんか？」ページ（URL <https://www.re-square.jp/jigyou/pcb/>）を参考とし、ページを見た域内住民等が、「PCBとは何か」、「低濃度PCB廃棄物にはどんなものがあるか」、「低濃度PCB廃棄物はどのように処理をすればよいのか」等を分かり易く、かつ危機感を喚起するデザインとする。
- Webページは、令和5年11月末までに掲載する。

(イ) リーフレットについて

- ・リーフレットは、カラー両面刷り A 3 版（二つ折り）とし、作成部数は 10,000 部を上限とする。
- ・作成したリーフレットは令和 5 年 11 月末までに九都県市へ個別に納品することとし、各自治体への納品数については、委託者より受注者へ事前に連絡するものとする。

(ウ) W e b 広告について

- ・掲載媒体については、YouTube や Facebook 等の SNS やディスプレイ広告等の訴求力のある媒体を選定する。
- ・掲載エリアを指定するなど、的確に域内住民等に対してアプローチができるよう、工夫する。
- ・掲載期間は令和 5 年 10 月 1 日から同年 11 月 15 日までの間において 1 か月程度とし、5,000 クリックを目安とする。

(エ) 共通事項

- ・広報媒体の作成に際しては、主として環境省の W e b サイト等から情報を取得のうえ、作成するものとする。

・参考 URL

環境省（低濃度 PCB 廃棄物早期処理情報サイト）

<http://pcb-soukishori.env.go.jp/teinoudo/>

※上記各項目の実施に係る詳細については、委託者と受注者が協議のうえ決定する。

(2) 小型充電式電池の適正処理に係る周知啓発用広告媒体の作成及び掲載

ア 実施項目

リーフレット、W e b 広告、ノベルティの作成

イ 実施内容等

小型充電式電池が原因と疑われる火災や事故が発生しているため、適切な廃棄方法について、域内住民等へ効果的に周知啓発を図ることができる広告媒体を作成する。

(ア) リーフレットについて

- ・リーフレットは、カラー両面刷り A 4 版とし、作成部数は 10,000 部を上限とする。
- ・作成したリーフレットは令和 5 年 11 月末までに九都県市へ個別に納品することとし、各自治体への納品数については、委託者より受注者へ事前に連絡するものとする。

(イ) W e b 広告について

- ・掲載媒体については、YouTube や Facebook 等の SNS やディスプレイ広告等の訴求力のある媒体を 1 つ以上選定する。
- ・掲載エリアを指定するなど、的確に域内住民等に対してアプローチができるよう、工夫する。
- ・掲載期間は令和 5 年 10 月 1 日から同年 11 月 15 日までの間において 1 か月程度とし、5,000 クリックを目安とする。

(ウ) ノベルティについて

- ・各都県市で開催する環境関連イベントの来場者等に配布するノベルティを作成し、令和 5 年 11 月末までに委託者が指定する場所へ配送する。
- ・ノベルティの作成個数は 5,000 個を上限とする。

※なお、ノベルティの作成数は概数（目安）であり、最終的な数量等については、予

算の範囲内で委託者の指示に基づき作成するものとする。

(エ) 共通事項

・ 広報媒体の作成に際しては、主として環境省、公益財団法人日本容器包装リサイクル協会、一般社団法人 J B R C の W e b サイト等から情報を取得のうえ、作成するものとする。

・ 参考 U R L

環境省

https://www.env.go.jp/recycle/waste/lithium_1/index.html

公益財団法人日本容器包装リサイクル協会

<https://www.jcpra.or.jp/municipality/dangerous/tabid/757/index.php>

一般社団法人 J B R C

<https://www.jbrc.com/>

※上記各項目の実施に係る詳細については、委託者と受託者が協議のうえ決定する。

(3) その他広報活動について

上記(1)及び(2)に掲げる実施内容等のほか、SNSや域内に流通している新聞紙、業界誌への広告掲載等、効果的と考えられる広報手段を企画提案のうえ、実施して差支えない。

※実施内容の詳細については、委託者と受託者が協議のうえ決定する。

(4) 事業報告書の作成について

事業終了後、本事業の実施結果に係るデータ（年代別のアクセス件数等）を収集分析のうえ、報告書に取りまとめ、下記のとおり電子媒体にて、契約完了日までに委託者に納品すること。

ア 成果物

(ア) 全体事業報告書

(イ) リーフレットの電子データその他関係資料

イ 納品先

神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課

5 留意事項

(1) 契約締結後、速やかに作業計画書を委託者に提出すること。

(2) 円滑に本事業を進めるため、委託者を始め連携する事業者と随時連絡をとり、事業内容について十分な調整を図ること。

(3) 業務内容及び業務の進め方については事前に委託者と協議すること。また、業務の進行状況等について、委託者に随時報告するとともに、指示を受けること。

(4) 委託者から依頼があった時は、委託者が設置する部会等に参加し、進捗状況の報告等を行うこと。また、会議出席者の質問等に適宜回答すること。

(5) 業務内容は第三者に漏えいしてはならないこと。

(6) W e b サイト、啓発ツールのデザイン、標語等の権利は委託者に譲渡すること。

(7) 本委託業務の実施にあたり、第三者の著作権その他の権利に抵触するものについては、受託者の費用をもって処理すること。

6 連絡体制等

受託者は、本委託業務の契約後遅滞なく、緊急時の連絡体制及び役割分担を定め、委託者へ報告すること。また、問題が発生したときは、速やかに内容及び対応経過を委託者へ報告すること。

7 事業担当

九都県市首脳会議廃棄物問題検討委員会事務局（神奈川県環境農政局環境部資源循環推進課）

〒231-8588 横浜市中区日本大通 1

電 話 045-210-4154

E-Mail genryo-saishigenka@pref.kanagawa.lg.jp